

### 条例にはどんなことが書かれているの？

この条例は、市民と市が力を合わせて元気なまちをつくらせていくために、橋本市自治基本条例策定委員会の答申をもとに制定しました。

「はぐくむ」という言葉に、橋本市における自治と協働を、愛情を持ってみんなで大事に守って育てていきたいという想いを込めています。

### 前文

私たちの住んでいる地方都市・橋本市は、人口減少や少子高齢化、またそれに伴う地域の担い手不足などによる社会環境の大きな変化を迎えています。このような状況の中にあっても、私たちは、次の時代へとしなやかにかつ確実にこの住みよい橋本市を引き継いでいく必要があるため、ここに、自治の基本理念や基本原則、協働のあり方、地域づくりなどを規定する条例を定めます。

### 第1章 総則

#### 第1条 目的

私たちは、橋本市におけるまちづくりの基本理念と基本原則を明らかにし、協働によるまちづくりの推進と自立した地域社会を創出するため、この条例を定めます。

この条例が何を目的として制定され、どんなまちを目指しているのかを記述しています。

#### 第2条 定義

この条例で使用する用語の意味は、次のとおりとします。

- (1) 私たち 次号及び第3号に定める市民及び市をいいます。
- (2) 市民 市内に在住し、在勤し、又は在学する者その他の市内でまちづくりに関わる全ての個人及び市内に事業所を置く事業者その他の市内でまちづくりに関わる全ての団体（法人を含みます。）をいいます。
- (3) 市 市議会及び市長等によって構成される基礎自治体としての橋本市をいいます。
- (4) 市長等 市長、教育委員会、監査委員、選挙管理委員会、公平委員会、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいいます。
- (5) まちづくり 住みよい豊かな地域社会をつくるための取り組み

及び活動をいいます。

(6) 参画 自らの意思でまちづくりに関わることをいいます。

(7) 協働 様々な担い手が、それぞれの知恵や経験、専門性などの資源を生かし、尊重し合いながら、果たすべき役割と責任を自覚し、共に考え、共に力をあわせることをいいます。

条例の中で使われる用語のうち、意味を共有しておきたい用語について定義しています。

#### 第3条 基本理念

私たちは、住み慣れた地域で、子どもから高齢者まで、地域全体で支えあいながら安心、安全な生活をおくれるまちを目指し、協働してまちづくりを進めます。

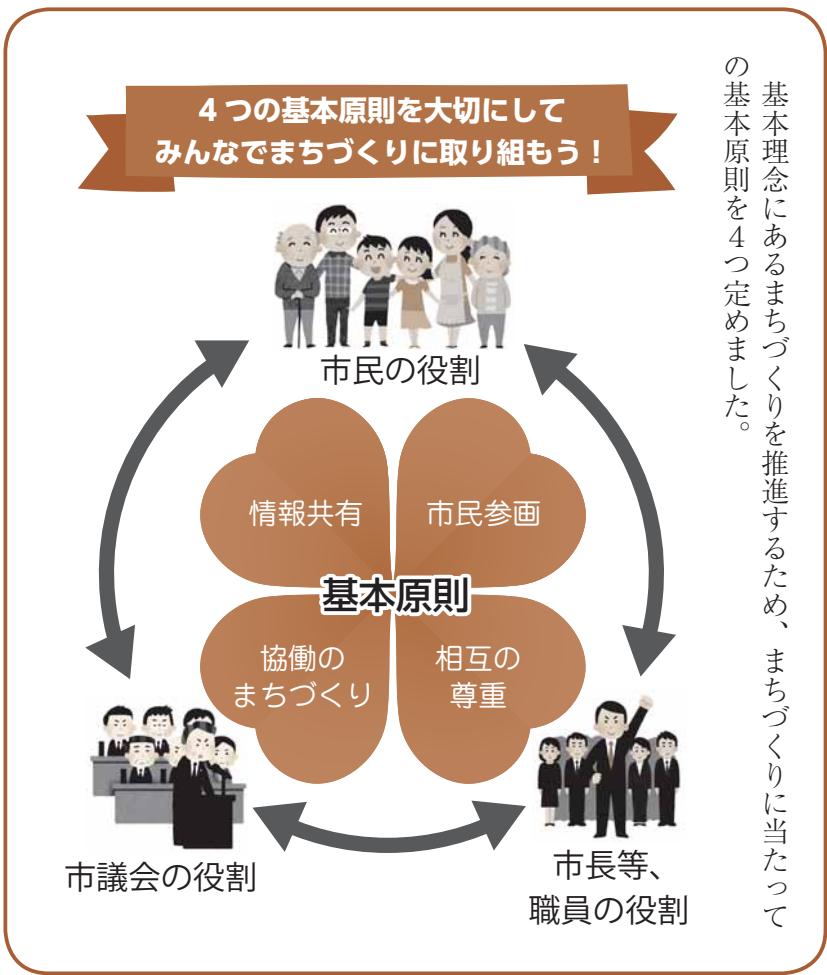
基本理念とは、条例の基本となる考え方のことです。市民と市の双方が「私たち」として協働しながらまちづくりを進めることを宣言しています。



#### 第4条 基本原則

私たちは、基本的人権尊重の下、次の各号に掲げる事項を基本原則としてまちづくりを推進します。

- (1) 情報共有 私たちは、市民参画や協働のまちづくりを進めるため、お互いに情報を発信し、共有し合います。
- (2) 市民参画 市民は、まちづくりの主体として積極的にまちづくりに参画するよう努め、市はその参画のための機会を設けます。
- (3) 協働のまちづくり 私たちは、適切な役割分担の下で連携し、協働してまちづくりに取り組めます。
- (4) 相互の尊重 私たちは、住みよい豊かなまちをつくるため、お互いの意見及び行動を尊重し合います。



基本理念にあるまちづくりを推進するため、まちづくりに当たっての基本原則を4つ定めました。

### 第2章 市民

#### 第5条 市民の役割

- 1 市民は、自主的にまちづくりに参画します。
- 2 市民は、自分たちのまちに関心を持ち、自分たちのまちをよく知るために、お互いに情報を出し合い共有します。



### 第3章 市議会

#### 第6条 市議会の役割

- 1 市議会は、市の意思決定機関として議決の責任を負うとともに、行政活動の監視及び政策の立案を行います。
- 2 市議会に関する基本的な事項については、橋本市議会基本条例（平成26年橋本市条例第54号）によりまします。

### 第4章 市長等及び職員

#### 第7条 市長等の役割

- 1 市長は、市政の代表者として、公正かつ誠実に、市政運営を行います。
- 2 市長等は、それぞれ相互に連携・協力し、一体として、市政運営に当たります。
- 3 市長等は、市政運営に関する情報について、速やかに、かつ、分かりやすく市民に提供することに

#### 第8条 職員の役割

- 1 職員は、全体の奉仕者であり、法令を遵守し、市民に対して丁寧で分かりやすい説明に努めるとともに、公正かつ誠実に、その職務を遂行します。
- 2 職員は、職務についての必要な知識、技術等の習得、能力開発及び自己啓発を行うとともに、職務の遂行に当たって創意工夫に努め、市民と協働してまちづくりに取り組みます。

第4条から第8条では、基本理念にある協働のまちづくりを推進するため、市民、市議会、市長等、職員が果たす役割について定めています。